

令和8年度

事業計画書

自) 令和 8年 4月 1日

至) 令和 9年 3月31日

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

目 次

■基本方針	1
■事業計画	
1 地域福祉推進の仕組みづくり	
1. 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり	
① ボランティアの育成	1
② ボランティア活動支援	2
③ 鈴鹿いきいきボランティアポイント制度事業	2
④ 地域福祉活動推進のための活動拠点整備と運営	2
2. 住民主体による福祉活動の推進	
① 生活支援体制整備事業の推進	2
② 地域介護予防活動支援事業の実施	2
③ 子育てサロン事業、ふれあい交流事業の推進	2
④ こどもの居場所づくり支援	2
⑤ 共同募金配分事業での母子父子家庭や子育て世帯への支援	2
⑥ 児童遊園地遊具設置補助事業	2
⑦ 小地域福祉活動事業の支援	2
⑧ 行方不明高齢者等のための安心ネットワーク	2
⑨ 災害ボランティアセンター事業	3
⑩ 食品や物品の寄付と活用に関する地域の仕組みづくり	3
3. 個別支援と地域づくりの一体的な展開	
① 組織体制の整備	3
② 地域支え合い基金活用事業	3
2 包括的支援体制整備と相談支援の実施	
1. 包括的な相談と支援	
① 食糧支援事業	3
② 生活困窮者に対する貸付事業	3
③ 行旅人・ホームレス対策事業	4
④ 生活困窮者自立支援事業	4
⑤ 重層的支援体制整備事業	4
⑥ 基幹型地域包括支援センターの運営	4
⑦ 認知症初期集中支援推進事業及び鈴鹿市認知症地域支援推進事業	5
⑧ あんしん賃貸支援事業	5
⑨ 福祉有償運送事業	6

2. 地域における包括的支援体制整備の推進	
① 福祉教育(福祉協力校事業)の推進	6
② 社会福祉施設との連携	6
③ 重層的支援体制整備事業	6
3. 権利擁護の推進	
① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営	6
② 権利擁護推進事業	6
③ 身寄りのない方の身元保証や金銭管理の課題について	7

3 安心できる福祉サービスの実施

1. 訪問介護事業所・居宅介護支援事業所	
① 介護保険事業	7
② 障がい福祉サービス事業	7
③ 子育て世帯訪問支援事業	7
2. 療育センター	
① おもちゃ図書館の運営	7
② 児童発達支援センターの役割推進	8
③ 鈴鹿市第1・2療育センターの管理運営	8
3. ベルホームのサービス向上と経営基盤の強化	
① 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームの管理運営	9

4 適切な法人経営

1. 計画的な経営	
① 会務の運営	10
② 地域福祉活動計画の推進	10
③ 職員定員管理計画の策定	10
2. 人材確保と育成	
① 人材確保と定着	10
② 人材育成	10
3. 安定した財源の確保	
① 財源確保への取り組み	10
② 経費の削減	10
4. 行政との連携強化	
① 連携推進と政策提言	11
5. 広報・情報発信の充実と強化	
① 福祉啓発事業の推進	11

令和8年度 鈴鹿市社会福祉協議会 事業計画

■基本方針

地域のつながりの希薄化や少子高齢化の進展、核家族化などにより、地域で単身世帯や孤立する人、また物価高の影響により生活に困窮する人が増加しています。このような社会情勢のなか、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる地域づくりを進め、「誰ひとり取り残さない地域社会の実現」を図ることが、本会の重要な使命であると考えています。

令和8年度からは「くらしサポートセンター」で鈴鹿市からの委託により行っていた多機関協働事業が鈴鹿市の直営事業になりますが、一方で様々な地域、企業、団体、個人などから協働、連携の申し入れがあるとともに、新たな役割も求められています。

このような状況をふまえ、本会は地域福祉の要であるという自負と責任のもと、これまで以上に、地域や企業、団体の方々やボランティアをはじめとする市民の皆様と協働し、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

本年度の主な事業としては、まず、生活に困窮する方等への食糧支援については、企業との連携による食糧支援の仕組みづくりを進めるとともに、地域の支援団体等と協働しながら、必要な方に支援が届く体制の充実を図ります。

また、介護離職を防ぐため、企業に対する福祉教育や情報提供などを通じて、仕事と介護の両立を支える地域づくりにも取り組みます。

新たに、地域福祉を支える担い手の育成を目的として、「未来耕福塾」を開催します。受講生が楽しく学びながら仲間づくりを進め、地域活動やボランティアなど福祉への関心を深めるきっかけとなることを目指し、将来的には地域の活動に主体的に取り組む人材の育成につなげていきます。

さらに、地域の人々と社会資源をつなぐ役割を担う「リンクワーカー養成講座」及び「連絡会」を開催し、地域の支え合いを広げる人材の育成に取り組めます。

活動財源については、赤い羽根共同募金の法人募金、戸別募金を取り巻く環境も変化していることから、寄付や会費など自主財源の確保に向けた取り組みを一層進めていく必要があります。昨年度は会費を活用し、こども食堂やひとり親家庭等へのお米の提供など、地域の支え合いの活動につなげることができました。

今後も、地域課題やその解決に向けた取り組みについて住民の理解と共感を得ながら、住民参加と寄付による財源の循環を進め、持続可能な地域福祉活動の推進を図ります。

事業計画

1 地域福祉推進の仕組みづくり

1. 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり

① ボランティアの育成

(1) 鈴鹿ボランティアスクールの開講

(2) 住環境改善サポーター養成講座の開講

(3) 未来耕福塾の開講(農耕体験・福祉講座を通じ仲間づくり、ボランティア育成)

- (4)リンクワーカー養成講座の開講
- (5)福祉講座等の開講（手話、点訳、音訳講座等）

② ボランティア活動支援

- (1)ボランティア連絡協議会の運営サポート
- (2)ボランティア通信の発行(毎月※オンライン配布)
- (3)ボランティアグループへの活動助成

③ 鈴鹿いきいきボランティアポイント制度事業

- (1)登録ボランティアと受け入れ施設のコーディネート
- (2)いきいきボランティア説明会や研修の開催

④ 地域福祉活動推進のための活動拠点整備と運営

- (1)社会福祉センターの貸館・利用管理
- (2)大型バス・マイクロバスの運行・利用管理
- (3)団体棟のネットワーク環境整備

2. 住民主体による福祉活動の推進

① 生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーター(1層・2層)が、地域づくり協議会や関係機関と連携を図りながら、住民同士の支え合い活動や小地域福祉活動等の支援を行う。

- (1)第1層協議体会議、第2層協議体会議の運営
- (2)地域福祉サミットの開催
- (3)ホームページ、SNS等での情報発信

② 地域介護予防活動支援事業の実施

- (1)ふれあいいきいきサロンへの助成
- (2)サロン実施団体対象の交流会や運営リーダー養成講座の開催
- (3)サロン実施団体や地域づくり協議会等との連携を図る

③ 子育てサロン事業、ふれあい交流事業の推進

- (1)子育てサロン、ふれあい交流事業への助成

④ こどもの居場所づくり支援

- (1)こどもの居場所づくりや見守り活動をしている団体への助成

⑤ 共同募金配分事業での母子父子家庭や子育て世帯への支援

- (1)ひとり親家庭ふれあい交流事業への助成

⑥ 児童遊園地遊具設置補助事業

- (1)自治会管理の児童遊園地及び公園への遊具の設置・修繕に対し費用補助を行う

⑦ 小地域福祉活動事業の支援

- (1)小地域福祉活動に関する補助金説明会の開催
活動活性化のための情報発信や補助金の交付
- (2)地域づくり協議会等が取り組む小地域福祉活動の支援
地域のニーズに合わせた支え合い活動の提案、それらの活動への支援

⑧ 行方不明高齢者等のための安心ネットワーク

- (1)鈴鹿市、鈴鹿警察署との連携会議の開催

(2)協力事業者への情報共有及び実績の報告

(3)協力事業者の拡充

⑨ 災害ボランティアセンター事業

(1)災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(2)運営をサポートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成(隔年)

(3)災害ボランティアセンターと地域との連携強化

(各地区にて災害ボランティアセンターの運営体制や、災害ボランティアコーディネーターの役割の周知を行う)

(4)ボランティアグループ「鈴鹿市災害ボランティアコーディネーターズ」の活動支援

(5)災害ボランティアセンター連絡会の開催(年3回)

⑩食品や物品の寄付と活用に関する地域の仕組みづくり

(1)食品アクセスの確保を目的とした地域協議会の開催

(2)食品や食材のアクセス状況の課題の整理や協議を行う検討部会の開催

(3)寄付食品を提供する側と受ける側が的確にマッチングできるシステム構築の検討

(4)抽出した課題に対しての解決に向けた5か年実行計画の作成

3. 個別支援と地域づくりの一体的な展開

① 組織体制の整備

コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーター等が互いに連携を図り、個別支援と地域づくりが定期的に展開できるように本会の組織を整備する

② 地域支え合い基金活用事業

(1)子どもの就学応援事業、児童養護施設応援事業、リサイクル・寄付自転車交付事業の実施

(2)児童、障がい、高齢、生活困窮支援等の関係機関、地域の活動主体と連携し、ニーズ調査や実態把握の元、新たな支援の仕組みをつくる

2 包括的支援体制整備と相談支援の実施

1. 包括的な相談と支援

① 食糧支援事業

(1)緊急食糧提供事業

・生活困窮世帯に対し緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進

・利便性の向上を目指し市役所および福祉センターの2か所で実施する

② 生活困窮者に対する貸付事業(市役所庁舎内に窓口を設置)

(1)資金貸付事業(鈴鹿市役所で実施)

・生活福祉資金(低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯への資金貸付)・福祉資金(一時的なつなぎ資金の貸付)の貸付事業の実施

・特例貸付制度の債権管理(償還免除、償還猶予)におけるフォローアップ支援(アウトリーチ等)の実施

・生活困窮者自立支援事業との連携による貸付制度を前提としない生活相談の実施

③ 行旅人・ホームレス対策事業

- (1) 住居を喪失している方もしくは住居を喪失する恐れのある方に対する、各種の制度利用までの支援や住居の確保に向けた相談支援を実施
- (2) 行旅中で所持金がない者に対する旅費の貸付

④ 生活困窮者自立支援事業(市役所庁舎内に窓口を設置)

- (1) 自立相談支援事業(鈴鹿市より受託、鈴鹿市役所で実施)
 - ・生活困窮者、生活困窮者の家族、関係機関からの相談対応
 - ・繋がりを途絶えさせないアウトリーチ及び伴走支援の実施
 - ・支援調整会議の定例開催
 - ・生活困窮者自立支援事業における支援会議の開催
 - ・市保護課との連携強化に向けた意見交換会の実施
 - ・多重債務者等に対する債務整理手続きの助言
 - ・生活福祉資金貸付相談者に対する生活相談の実施
 - ・住居確保給付金の申請受け付け
- (2) 家計改善支援事業(鈴鹿市より受託、鈴鹿市役所で実施)
 - ・相談者に対し、家計状況の「見える化」や、家計管理に関する助言
 - ・家計管理に不安を抱える相談者に対する収支チェックの実施

⑤ 重層的支援体制整備事業

- (1) 包括的支援体制整備事業の強化
 - ・法人内全体における断らない相談支援の実施
 - ・アウトリーチ及び伴走支援の実施
 - ・教育機関や行政こども関連部局等との連携強化
 - ・地域における福祉に関する相談窓口の開設
- (2) 多機関協働事業への参加 ※R8年度から、鈴鹿市直営事業
 - ・鈴鹿市が開催する各種会議への参加
 - ・社協内部連携強化に向けた事例研究会の開催

⑥ 基幹型地域包括支援センターの運営(鈴鹿亀山地区広域連合から受託)

- (1) 総合調整
 - ・地域包括支援センターの総合調整・後方支援・事業点検(評価)等の実施
- (2) 包括的支援事業
 - ア 総合相談支援業務
 - ・地域包括支援センターの後方支援
 - イ 権利擁護業務
 - ・成年後見制度の理解、後見サポートセンターとの連携
 - ・鈴鹿市長寿社会課と連携し虐待対応、虐待連絡会議(隔月)への協力
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・介護支援専門員への研修会の開催
 - エ 地域ケア会議関係業務
 - ・地域ケア圏域会議の支援と地域課題の把握
 - ・自立支援型地域ケア会議の開催協力

・地域ケア推進会議への協力、地域包括支援センターへの情報共有

オ 介護予防ケアマネジメント業務

・適切なケアマネジメント業務に向けた後方支援

カ 広域連合指定事業

・介護予防普及啓発事業(包括だより発行による情報提供)

・地域包括ケアシステムの構築と強化

(鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センターや認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターとの連携)

・各種会議の開催

(センター長会議、包括連絡会議、3 職種ワーキング等の開催)

キ 災害・感染症対策

・包括防災委員会の開催(災害を想定して被災状況報告の訓練を併せて実施)とBCP 計画の見直し(随時)

のうこ・鈴鹿市と地域包括支援センターとの連携

⑦ 認知症初期集中支援推進事業及び鈴鹿市認知症地域支援推進事業(鈴鹿市から受託)

認知症初期集中支援推進に関する業務

(1)チームの平準化への支援、チーム員会議への参加

(2)鈴鹿市が開催する「認知症初期支援チーム検討会議・全体会議」への参加

(3)イベント時にチラシ等を配布してチームの周知啓発

(4)本人と家族が相談、共感、交流のできる場所として「おれんじルーム」の開催(月1回)

鈴鹿市認知症地域支援推進事業に関する業務

(1)認知症サポーター養成講座(小中学校全校・一般)の開催、活動への支援

(2)認知症キャラバンメイト協議会会議への参加

(4)認知症カフェ・おれんじルームの支援協力

(5)認知症について周知啓発

(6)認知症当事者の社会参加活動の支援

(7)スローショッピング活動への協力

(8)認知症連絡会の開催支援(3 回/年)

地域づくり推進事業に関する業務(チームオレンジコーディネーター)

(1)認知症サポーター ステップアップ講座の開催(2 回/年)

(2)チームオレンジ運営支援

・オレンジカフェ活動の支援

・チームオレンジグループ活動のマッチングと個別支援

・フレンドリーダー定例会の開催(6 回/年)

・フレンド登録者の名簿管理

・知識向上を目的としたスキルアップ研修の開催(1 回/年)

⑧ あんしん賃貸支援事業

(1)子育て世帯、高齢者や障がい者など、賃貸住宅を借りることが困難な世帯に対し住宅情報の提供を行う

(2)三重県による相談会への参加協力や周知活動への協力を行う

⑨ 福祉有償運送事業

- ・身体障がいや要介護状態の方で、車椅子や寝たきり等により普通自動車での外出が困難な方に対して、福祉有償運送事業(移送サービス)を実施する

2. 地域における包括的支援体制整備の推進

① 福祉教育(福祉協力校事業)の推進

- (1)校区内の地域住民や社会福祉施設との協働の提案
- (2)福祉体験学習の実施
- (3)ボランティア活動普及事業、地域交流事業への助成

② 社会福祉施設との連携

- (1)社会福祉施設相互の情報交換のための連絡会や研修会の開催
- (2)社会福祉施設と小地域福祉活動団体等との協働の支援
- (3)社会福祉施設と本会の共催イベント等の連絡調整
- (4)大規模災害発生に備えた社会福祉施設間の連携の強化

③ 重層的支援体制整備事業

- (1)参加支援事業の実施
 - ・個人や企業における福祉活動の参加に向けたコーディネートを実施
 - ・参加支援事業協力事業者の拡充
 - ・個別課題を地域づくりにつなげることを意識した個別支援を実施
 - ・すずっこ食堂ネットワークへの参画及び居場所づくりの推進
- (2)支援対象児童等見守り強化事業
 - ・鈴鹿市、NPOと連携した宅食による子育て世帯の見守りを強化

3. 権利擁護の推進

① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営(三重県社会福祉協議会から受託)

- ・判断能力に不安のある方で、必要なサービスを利用するための判断や意思表示を適切に行うことが困難な方(認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など)が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や、金銭管理等を行う事業として実施する

② 権利擁護推進事業

- (1)鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営
 - ・成年後見制度についての相談受付
 - ・広報啓発活動の企画・開催
 - ・法人後見の受任
 - ・運営委員会の開催(年 4 回)
- (2)中核機関の運営
 - ・市民後見人(権利擁護支援の担い手)の育成に向けた検討
 - ・終活支援の充実、わたしの人生ノート(エンディングノート)の普及・活用推進
 - ・身寄りのない方の身元保証に関する検討の場(地域ケア推進会議等)への参画
- (3)権利擁護ネットワーク会議の開催

- ・福祉専門職、法律専門職、行政機関との課題共有、連携強化
- ・「鈴鹿市法福官連携権利擁護研修会」の企画開催、市民向け権利擁護に関する啓発
- ・地域における協議会の役割を担う

(4)基礎から学べる権利擁護講座の実施

- ・権利擁護に関する基礎知識を習得。権利擁護に関する制度の理解を深める

(5)市民向け成年後見講座の実施

- ・市民に対する成年後見制度の普及啓発を実施
- ・親族後見人等の後方支援を実施
- ・地域のサロン等と連携し、出前講座等で制度の周知啓発を実施

③ 身寄りのない方の身元保証や金銭管理の課題について

- ・行政主催の研究会に参画
- ・行政とともに取組内容について協議検討
- ・身元保証民間サービス連絡会の参加
- ・鈴鹿市が実施する高齢者終活登録事業への協力

3 安心できる福祉サービスの実施

1. 訪問介護事業所・居宅介護支援事業所

① 介護保険事業

(1)訪問介護 事業所の運営

- ・介護保険、総合事業におけるホームヘルプサービスの提供

(2)居宅介護支援事業の運営

- ・介護サービス計画の作成、事業者・保健・医療・関係者との連絡調整及び給付管理
- ・介護予防・総合事業支援計画の作成を地域包括支援センターより受託
- ・介護保険要介護認定調査依頼を保険者より受託
- ・介護保険・福祉相談支援

② 障がい福祉サービス事業

(1)障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の実施

- ・居宅介護ホームヘルプサービスの提供
- ・視覚障害者に対する同行援護サービスの提供
- ・BCP計画に基づく危機管理体制の整備と感染症対策の実施
- ・虐待防止に向けた取り組みの推進(虐待防止委員会、研修会の参加等)

(2)地域生活支援事業に基づく移動支援サービスの実施

- ・利用者が必要とする外出支援サービスの提供

③ 子育て世帯訪問支援事業

(1)家事や子育てに対し、不安や負担を抱えた家庭への訪問支援の実施

- ・子育て世帯へのホームヘルパーの派遣(鈴鹿市からの一部委託)
- ・行政(子ども家庭支援課等)と連携し、子育て世帯の養育環境の改善を図る

2. 療育センター

① おもちゃ図書館の運営

- ・ボランティアの協力の元、児童へおもちゃを通じて遊ぶ楽しさと場を提供する
- ・地域イベント内での開館

② 児童発達支援センターの役割推進(中核機能強化)

(1)3 カ年計画(R7~9)の中間評価と進行管理

- ・計画の推進を図るために、チーム体制で進行管理を行う
- ・評価推進会を設け、組織としての方向性を統一する

(2)発達支援入口機能の強化

- ・ことば・発達相談の随時受付
- ・ことば・発達相談会の実施(こども家庭支援課・こども保健課と連携)
- ・健診後のフォロー(見学対応等)
- ・地域イベント内での相談会の実施

(3)地域支援・スーパーバイズ機能の推進

- ・市内保・幼・小向け療育研修会の実施
- ・市内事業所向け療育研修会の実施(障害者総合相談支援センターあいとの共催)
- ・市内事業所へ各専門職の派遣
- ・市内事業所関係者対象テーマ別勉強会の実施
- ・見学(療育活動等)の受け入れ
- ・行政(担当課:障がい福祉課、こども家庭支援課、こども保健課等)との連携会議の実施(年2回)

③鈴鹿市第1・2療育センターの管理運営(鈴鹿市から受託)

(1)児童発達支援事業

- ・療育指導の実施(年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施)
- ・訓練指導の実施(言語療法・作業療法・理学療法の実施)
- ・公認心理師による発達検査、発達相談の実施
- ・三重県障害児通園施設等連絡協議会との連携

(2)放課後等デイサービス事業

- ・就学児童を対象とした集団療育、理学療法、作業療法、言語療法の実施
- ・公認心理師による発達検査、知能検査、発達相談の実施

(3)保育所等訪問支援事業(就学児童を含む)の実施

(4)居宅訪問型児童発達支援事業(※第1療育のみ)

- ・通所困難な重症心身障がい児を対象とした居宅訪問型の療育指導の実施

(5)障害児相談支援事業(児童福祉法に基づく)の実施

(6)特定相談支援事業(障害者総合支援法に基づく)の実施(※第1療育のみ)

(7)ボランティアの受入れ(託児事業を中心とした施設支援ボランティアの育成)

(8)保護者支援事業

- ・保護者を対象としたペアレントトレーニングの実施

(9)災害・緊急時の対応

- ・避難訓練の実施(年2回)

(10)実習生の受入

- ・保育士や専門職(言語聴覚士や作業・理学療法士、看護師など)の資格取得のための

現場実習の受け入れ

(11)情報発信

- ・地域向け広報紙(鈴鹿市療育センター通信)を発行及び配布(年2回)
- ・SNSを活用した療育事業の発信

(12)療育センターのあり方検討

- ・児童発達支援センターとしての機能強化に向けた内部検討及び行政との協議
- ・次期指定管理に向けた方向性の整理及び行政との協議

3. ベルホーム

①鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームの管理運営(鈴鹿市から受託)

(1)生活介護事業の提供

- ・重度心身障がいのある方への支援の実施
(看護職による医療的ケア体制の充実)
- ・からだの取り組みの実施
- ・余暇活動支援
- ・利用者の健康状態の把握
- ・送迎サービス・食事提供サービスの実施
- ・祝日営業(年末年始除く)の実施
- ・感染症対策および衛生管理の徹底

(2)地域間交流

- ・施設活動支援ボランティア等の受け入れ
- ・利用者の外出活動(地域の施設や店舗等の訪問)の実施
- ・関係団体主催の招待行事への参加

(3)緊急時の対応

- ・避難訓練の実施(年2回)、職員向け防災研修(BCP・福祉避難所等)の実施

(4)啓発活動

- ・広報紙「三輪車」の発行と法人ホームページ・SNS 等での掲載
- ・ホームだよりの発行(月1回)
- ・自主製品「花の木クラフト」創作活動の実施、販売イベントへの参加
- ・作品展(アート展)の開催

(5)実習生の受入

- ・福祉協力校の児童生徒、特別支援学校生徒の体験学習(実習)の受け入れ
- ・社会人・大学・専門学校等の実習生の受け入れ

(6)日中一時支援事業

- ・障害者(児)を一時的に預かり、見守り等の支援の実施

(7)社会貢献活動

- ・赤い羽根共同募金、被災地復興支援募金活動(街頭募金活動)への参加
- ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練への参加
- ・地域清掃活動
- ・笑心バッグづくり(地域に無償で配布)

(8)ベルホームのあり方検討

- ・ベルホームの役割の内部検討及び行政との協議
- ・次期指定管理に向けた支援体制の整理及び行政との協議

4 適切な法人経営

1. 計画的な経営

① 会務の運営

- ・理事会(5月・11月・3月)・定時評議員会(6月)・評議員会(11月・3月)・監事会(5月)の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催(6月)

② 地域福祉活動計画の推進

- ・令和 8 年度上半期に第5次地域福祉活動計画評価推進委員会を実施し、令和 7 年度実績を評価する。また、第5次地域福祉活動計画の実施に取り組む

③ 職員定員管理計画の策定

- ・健全な事業運営のため、同計画を策定し、効率的な法人運営、人件費の管理を行う

2. 人材確保と育成

① 人材確保と定着

- ・専門職としての業務経験を持った職員が長く働くことができるように、また、優秀な職員を採用するために、就業規則等の見直しや職場環境の改善を進める

② 人材育成

(1)人事評価制度の試行継続

- ・人材育成基本方針に基づき、人事評価制度を実施する

(2)職場体験の実施

- ・経験年数の浅い職員を対象に、短期間、各部署での職場研修を実施し、組織横断的に業務内容を理解し、幅広く対応できる職員を育成する

3. 安定した財源の確保

① 財源確保への取り組み

(1)会員制度の強化

- ・運用マニュアルに基づき、会員増(会費収入増)に向けた取り組みの実施

(2)寄付の啓発

- ・寄付受付について広報や SNS、ホームページ等で積極的に周知すると共に、継続的な寄付につなげるために、寄付者へのお礼の伝達と事業の活動報告も定期的に行う
- ・税額控除対象法人へ向けての体制整備を検討する

(3)新たな財源確保に向けた協議

- ・実施していく事業の目的と必要性に応じて、目的別寄付、助成事業、ファンドレイジング(資金調達)の手法(目的別寄付やクラウドファンディング等)の活用を検討する

② 経費の削減

- ・業務改善の継続、時間外勤務の縮減等により経費の削減を図る

4. 行政との連携強化

① 連携推進と政策提言

- ・これまで連携してきた福祉関係部局だけではなく、今後は教育、住宅、産業、環境、国際交流等他部局との連携も強化し、重層的支援体制を推進する
- ・地域福祉について、情報共有・意見交換を行い、政策提言を行う

5. 広報・情報発信の充実と強化

① 福祉啓発事業の推進

- (1)市民を対象とした地域福祉啓発イベントの開催
- (2)迅速な情報発信
- (3)第49回鈴鹿市社会福祉大会の開催（開催時期・2026年11月13日予定）
- (4)本会事業の広報啓発
（広報紙「社協すずか」の配布・ホームページの運用・インスタグラム・フェイスブック、X(旧ツイッター)等の活用・ラジオ社協すずかの出演など）
- (5)イメージキャラクターかりんちゃんを活用した広報事業の推進
 - ・かりんちゃんの出張・貸出によるPR活動及びかりんちゃんのイラストの活用
 - ・広報委員会の開催